

# 公益財団法人埼玉県私学振興財団定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人埼玉県私学振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県内の私立学校に勤務する教職員等の待遇の安定と優秀な人材の確保に資し、併せて私立学校を設置する学校法人の経営の安定に寄与するため、当該学校法人に対し退職手当に必要な資金を給付するとともに、必要な事業を行い、保護者の学費負担を軽減して、私立学校教育の充実及び振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 埼玉県内の私立学校の教職員等のための退職手当の資金給付事業

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し、基本財産を処分するとき及び基本財産から除外するときは、予め理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の維持管理及び運用)

第7条 この法人の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うこととし、その方法は理事会で別に定める。

2 この法人が、公益認定を受けた日以後に、公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうちの合理的な範囲の額及び寄付を受けた財産はその50%未満の額について、各々法人の管理業務に対する財産とすることができるものとし、それぞれの具体的な額は理事会で定める。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に

については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備付け、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備付けて一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備付け、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 会計監査報告
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (借入等)

第10条 この法人が、新たに借入をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、当該事業年度内の収入をもって償還する一時の借入を除く。

- 2 前項の議決は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分2以上の多数をもって行う。

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第9条第3項第5号の書類に記載する。

## 第4章 評議員

#### (評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員15人以上を置く。

(評議員の選任)

第13条 評議員の選任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。この場合、理事会は候補者を推薦できる。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ ハ又ニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできないものとする。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の解任)

第15条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 第13条に規定する欠格事由に該当したとき

- (4) この法人の名誉を傷つけ、信用を害したとき
- (5) この法人の評議員として相応しくない行為を行ったとき

(評議員の報酬等)

第16条 評議員には、日当を除き職務の対価として受ける財産上の利益及び退職手当は支払われない。

- 2 前項の日当は、一人当たり年額10万円以内とし、総額年100万円を超えない範囲で、評議員会において別途定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。
- 3 評議員には、職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

(構成及び権限)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は次の事項について決議する。
  - (1) 評議員の選任及び解任
  - (2) 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額並びに評議員の報酬等の支給基準
  - (4) 退職資金の給付及び負担金の拠出にかかる契約約款の制定及び改廃
  - (5) 第9条第2項但し書きによる貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書の承認
  - (6) 定款の変更
  - (7) 残余財産の処分
  - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 定時評議員会は、年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会開催の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により招集通知を発するものとする。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会で予め議長として選出された評議員がこれにあたる。

- 2 評議員会議長は、理事会を傍聴することができる。
- 3 第1項の議長が欠けたとき又は事故あるときは、出席した評議員の互選により議長を定

める。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産全部の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 第1項及び第2項において、第4条第1項第1号の事業により退職資金の給付を受ける地位及び負担金を拠出する地位は、特別の利害関係にあたらぬものとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長並びに出席した評議員から2名を選出して、記名押印する。

(評議員会運営規程)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会で定める評議員会運営規程による。

## 第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第25条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、法令に定める代表理事とする。
- 4 この法人に、会計監査人を置く。

(役員並びに会計監査人の選任)

第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会において選任する。この場合、理事会は候補者を推薦できる。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選任する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 理事長は、監事又は会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表してその業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、所定の職務を行う。
- 4 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第29条 会計監査人は、法令で定めるところにより、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも会計帳簿（電磁的記録を含む。）又はこれに関する資料（電磁的記録を含む。）の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(役員及び会計監査人の任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。
    - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
    - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
    - (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - 3 監事は、会計監査人が前項の各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員等の報酬等)

第32条 理事及び監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）は、評議員会において定める総額の範囲内において、理事については理事会で、監事については監事の協議により、別に定める報酬等の支給基準を定めて支給することができる。

- 2 理事及び監事には、職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第33条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事若しくは会計監査人（理事又は監事若しくは会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって、免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選解任

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事長及び常務理事が共に欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を開催日の1週間前までに、各理事及び監事に通知する。
- 6 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催できる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事が議長を務める。
- 3 理事長及び常務理事が共に欠けたとき又は事故あるときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(決議)

第38条 理事会の決議は、第10条の決議を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項において、第4条第1項第1号の事業により退職資金の給付を受ける地位及び負担金を拠出する地位は、特別の利害関係にあたらぬものとする。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的ある事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が異議を述べた場合を除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事、監事又は会計監査人が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第4項に定める報告については適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印する。ただし、代表理事の選任を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条並びに第15条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定等の取消等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第45条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公示の方法

(公示の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。



## 第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。この場合、事務局長及び重要な職員の任免は、理事会の承認を得るものとする。

2 事務局の運営に関する事項は、理事会が定める各種規定によるほか理事長が定めるものとする。

## 第11章 補 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は、山口修とする。
4. この法人の最初の会計監査人は、富永公認会計士事務所富永和也とする。